

## 令和7年度守山市ふるさと納税に係る返礼品提供事業者および返礼品募集要項

### 1 募集の趣旨

守山市（以下「本市」という。）ではふるさと納税制度において、本市に寄附をいただいた全国の方々へのお礼の品として返礼品を贈呈しており、新たに返礼品を提供いただける事業者および返礼品を募集するものである。

### 2 用語の定義

- (1) 事業者 本市内に本社または主たる事業所（工場等を含む。）を有する法人または個人をいう。ただし、本市にゆかりのある法人、団体または個人事業者として市長が特に認めた場合を除く。
- (3) 返礼品提供事業者 地元特産品を提供している事業者のうち、この要項の規定に基づいて応募し、市長の承認を得たものをいう。
- (4) 寄附者 本市にふるさと納税（寄附）した者をいう。
- (5) 返礼品 返礼品提供事業者が取り扱う商品のうち、寄附者へ贈呈する物品またはサービスとして国の承認を得たものをいう。
- (6) 広告物 返礼品の送付に合わせて、返礼品提供事業者や地元特産品を広告宣伝するものをいう。

### 3 応募できる事業者の条件

本要項の内容に同意し、履行できるもののほか、以下のすべてを満たすこと。

- (1) 事業者（法人の場合その代表者含む。）が市税等の滞納がないこと。
- (2) 事業者（法人の場合その代表者含む。）もしくはその従業員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。（法人の場合、その代表者および従業員を含む。）
- (3) 提供する品が各種法令等に違反していないこと。
- (4) 食品を提供する場合には、次の条件を全て満たすこと。
  - ア 食品の産地名の適正な表示を行うこと。
  - イ 市が必要と認めるときは、調査（実地調査を含む。）を行うものとし、当該調査に応じること。
  - ウ 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。
  - エ 産地名の不適切な表示を行った場合の取引中止等の対応として、契約不履行として市が受けた損害に相当する額の損害賠償金を市に支払うこと。

- (5) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないこと。
- (6) シティプロモーションなど市の取組に対して、可能な限り協力すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項に合致すること。

#### 4 返礼品提供事業者の承認

##### (1) 募集期間

令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月31日（火曜日）

##### (2) 応募方法

下記書類に必要事項を記入の上、本市企画政策課に提出すること。なお、1つ以上の品を返礼品として提供することとし、当該承認については次項を確認すること。

##### 【提出書類】

- ・ 守山市ふるさと納税返礼品提供事業者登録に係る申請書（様式1）
- ・ 市税納付状況確認承諾書（様式2）
- ・ 事業者登録フォーム（様式4）
- ・ 市税の完納証明書（原本による提出）
- ・ 広告物（送付する場合）

##### (3) 承認の基準

返礼品を安定的に提供できること。（数量限定、期間限定等も可）

##### (4) 返礼品提供事業者の承認

本市において、上記提出書類をもとにふるさと納税の返礼品提供事業者の承認審査を行い、承認の可否を決定する。結果については、応募のあった事業者に対し、1か月以内に書面にて個別に通知する。

##### (5) 承認の取消し

返礼品提供事業者の承認後、応募内容に虚偽または事実と異なることが判明した場合もしくは本要項で定めた応募できる事業者の条件等の事項が履行されない場合にあつては、市が返礼品提供事業者の承認を取り消すことがある。

##### (6) その他

本市からの承認通知後、返礼品提供事業者は市がふるさと納税事務の代行業務を委託する事業者と返礼品売買契約書を別途締結することとする。また、市税等にかかる課税、納付状況などについて調査することを承諾すること。

#### 5 返礼品の承認

##### (1) 募集期間

令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月31日（火曜日）

##### (2) 応募方法

下記書類に必要事項を記入の上、本市企画政策課に提出すること。

**【提出書類】**

- ・ 守山市ふるさと納税返礼品登録に係る申請書（様式3）
- ・ 返礼品リスト（様式5）
- ・ 返礼品に関する写真
- ・ 返礼品の詳細が分かるカタログ等

(3) 返礼品の審査基準

ア 総務大臣が定める地場産品基準（総務省告示第179号第5条。別添のとおり）に該当する物品またはサービスであること。

イ 本市の魅力を全国にPRできること。

ウ 本市の魅力を低下させるおそれがないこと。

(4) 地域資源等の認定に該当する返礼品運用ルールの遵守

滋賀県の地域資源等の認定に関する返礼品（近江牛等）については、県の運用ルール（別紙1）を遵守すること。また、遵守状況の報告を求められた際には迅速に対応すること（該当する返礼品を提供する事業者は事前に市と協議すること）。

(5) 返礼品の承認

本市において、上記提出書類をもとにふるさと納税の返礼品の審査を行い、適当と認められる場合には、続けて国の承認を得る審査へと移る。市は国の承認を得次第、当該事業者へ通知する。

返礼品の承認期限は、登録承認を受けた年度末までとする。ただし、返礼品提供事業者からの返礼品の登録の終了または本市の承認取消を受けていない限り、1年毎に自動更新するものとする。

(6) 返礼品の登録の終了

返礼品提供事業者の都合により返礼品の登録の承認を終了し、返礼品の申込受付を停止する場合にあっては、停止する1か月前までに本市にその旨を報告しなければならない。なお、それまでに申込みのあった返礼品については、返礼品提供事業者が責任をもって対応すること。

(7) 返礼品の承認の取消し

返礼品の承認後、虚偽または事実と異なることが判明した場合もしくは本要項で定めた事項が履行されない場合にあっては、本市は返礼品の承認を取り消すことがある。

## 6 寄附申込受付の開始

返礼品の承認後、本市と返礼品提供事業者との間で協議を行い、その協議が整い次第、本市は返礼品提供事業者の名称（氏名）、連絡先、その返礼品情報、その他必要

な情報を本市で定めたインターネットサイトその他媒体にて公開し、寄附申込の受付を開始する。

なお、寄附金額については、返礼品として提供された品の金額の3割以下となるように本市において設定を行う。

## 7 返礼品提供事業者の責務

### (1) 返礼品の送付

ア 本市（本市がふるさと納税事務の代行業務を委託する事業者を含む。）から提供する寄附情報に基づき、寄附者に対して返礼品の送付は原則1か月以内に行うこと。なお、返礼品の送付に必要な情報を本市に提供すること。

イ 返礼品の送付に係る事故、トラブル等が発生しないよう細心の注意を払い、発生した場合には、遅滞なく本市に報告するとともに、返礼品提供事業者の責において適切に処理すること。

### (2) 個人情報の取り扱い

返礼品提供事業者は本市から提供を受けた寄附者の個人情報を返礼品等の送付以外の目的で使用、または第三者に漏らしてはならない。また、返礼品提供事業者でなくなった後においても同様とする。

## 8 その他の留意事項

### (1) 委託等の禁止

返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、返礼品の配送や広告物の印刷および付帯業務の委託等もしくは書面により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

また、返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を実施するにあたり得た権利を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

### (2) 方針の変更

今後、国等の方針により、ふるさと納税制度または返礼品送付に係る方針を変更することがある。これに伴い、返礼品提供事業者に対し、承認後であっても、提供する返礼品内容の変更または停止を求めることがある。

## 9 募集に関するお問い合わせ

守山市総合政策部企画政策課 電話：077-582-1162 FAX：077-582-0539

E-Mail：[kikakuseisaku@city.moriyama.lg.jp](mailto:kikakuseisaku@city.moriyama.lg.jp)

## 地場産品基準（総務省告示第 179 号第 5 条）

- 1・・・当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3イ（熟成肉）・・・地場産品基準第 3 号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
- 3イ（精米）・・・地場産品基準第 3 号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
- 3ロ（企画立案）・・・当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4・・・返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5・・・地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7・・・当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の 2（宿泊）・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
- 7号の 3イ五万以下（宿泊）・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
- 7号の 3ロ該当地域（宿泊）・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
- 7の 4（電気）・・・当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気

であること。

- 8 イ・・・市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- 8 ロ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
- 8 ハ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9・・・震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

## ふるさと納税制度における近江牛の地域資源等認定運用ルール

近江牛の精肉を県全体の地域資源として認定する際の県の運用ルールは下記のとおりとなっており、近江牛の精肉を返礼品とする際は本認定を受けるため、遵守する必要があります。

なお、不明な点等ございましたら、市企画政策課へお問い合わせください。

## 記

◆運用ルール		市対応	事業者 対応
ア	地理的表示保護制度（G I 制度）における登録産品である近江牛の精肉を提供すること		○
イ	枝肉格付けが A 4、B 4 等級以上の近江牛の精肉を提供することとし、当該返礼品には、それを示す表示を行うこと		○
ウ	近江牛の取扱実績等を踏まえ、調達先として相応しい当該市町内の事業者から調達すること	○	
エ	寄附金の募集を行うサイト上にて、返礼品を調達する事業者の名称を公表すること	○	
オ	返礼品送付時に地理的表示（近江牛）および地理的標章（G I マーク）が付された書類の同封に努めること	○	○
カ	返礼品送付時に近江牛の紹介チラシを同封すること	○	○
キ	寄附金の募集を行うサイト上に近江牛を紹介した県ホームページの URL を掲載し、返礼品送付時の送付文には同ページの URL もしくは同ページにリンクされた QR コードを掲載すること（サイト上に URL の掲載ができない場合は、送付文への記載のみで可とする）	○	○
ク	毎年開催される近江牛についての研修会に職員を参加させること	○	

※オ、カ、キに必要な書類の作成については、本市にて対応いたします。

※今回の運用ルールの遵守にあたって、誓約書（別紙 2）の提出が必要となります。

令和 年 月 日

守山市長 様

事業者名



## 誓 約 書

守山市のふるさと納税の返礼品として、近江牛の精肉を納品するにあたって、以下の事項を遵守するとともに、守山市が行う遵守状況の確認等に協力することについて、誓約します。

また、滋賀県が定める「ふるさと納税制度における地域資源等の認定にかかる運用ルール」に改正があった場合において、近江牛の精肉の納品を継続する場合には、その改正に伴い必要となる遵守事項の追加・変更を承諾することを誓約します。

## 記

- (1) 地理的表示保護制度（GI制度）における登録産品である近江牛の精肉を納品する。
- (2) 枝肉格付けが A 4、B 4 等級以上の近江牛の精肉を納品することとし、当該返礼品には、それを示す表示を行う。
- (3) 返礼品送付時に地理的表示（近江牛）および地理的標章（GIマーク）が付された書類の同封に努める。
- (4) 返礼品送付時に守山市が指定する近江牛の紹介チラシを同封する。
- (5) 返礼品送付時に、守山市が指定する送付文（近江牛を紹介した滋賀県ホームページの URL もしくは同ページにリンクされた QR コードを掲載したもの）を同封する。